

資 料

溜池築造の記録(一)

余 田 博 通

まえがき

用水不足に対しては古来種々の努力が重ねられてきたが、溜池の築造は決して容易なわざではなかった。大和平野においても溜池の築造が計画され、実現されてきたのであるが、ここにかかげる溜池築造は比較的新しい例である。大正13年の大旱害には平年作の3割弱の収穫しかあげられなかったことを契機として、奈良県添上郡橿本町および治道村では、それらの水田500町歩の灌漑源として白川溜池の築造の議おこり、昭和8年5月19日 県営白川溜池用水改良事業竣工式に至るまでの、またその事後処理に関する経緯は、研究上極めて興味あるものであるが現在はこれに関する諸資料は既に散逸し、また当時の事情を知悉する者は殆んど故人となっている。

われわれは現在「農村社会の解体と再編成」なるテーマのもとに奈良県山辺郡および添上郡の調査を行っているが、そのうちでも現大和郡山市(旧治道村)白土町をとりわけ詳細に検討しようとして調査を始めた所、白土部落の社会構造の変化には昭和10年頃に一つの画期があるように思われ、それをもたらした諸要素のうちの一つ、しかもかなり大きな比重を占めるものが白川溜池の完成であると考えに至っている。従ってまずこの溜池に関して調査するため橿本町の農協内の白川溜池土地改良区連合事務所を訪れた所、この記録があることを知った。既に故人であるが橿本小学校長をされ、後昭和13年頃町長をもつとめられた岡田勝造氏の手になるものであるという。

これはかつて「土地改良長期総合効果調査中間報告書」(昭和34年5月京都農地事務局経済課)に一部利用されているが、貴重な記録であるから、ここにその全貌を紹介したい。章節が目次通りではないが原型のままにした。

(これは、昭和35年度文部省科学研究費を受けた喜多野清一教授を指導者とする総合研究の調査発表の一部をなす)

結 言

- 一 本記録ハ白川溜池耕地整理組合聯合会備附ノ議事録指令書庶務書類ノ綴込及各年次事業報告書並ニ初代聯合会長吉本利平氏ノ日記中ヨリ抜粋シテ編纂セリ
- 一 本記録ハ文飾ヲ避ケ努メテ具体的ニ有ノ儘ヲ記述セリ従ッテ内外ノ抗議提案等ニ対シテモ卒直ナル記述ヲナシタリ
- 一 県営ニテ施行セラレシ溜池工事一切ノ書類ハ之ヲ県庁ニ保管セラレタルニヨリコレヲ借り受ケ設計図土地買収ニ関スル事情工事施行ニ関スル進捗状況等最モ重要ナル記事トシテ委曲挿入シタカリシガ既ニ二十年前ノ事トテ該書類散逸シテ茲ニ登載シ得ザリシハ最大ノ遺憾事ナリ
- 一 本記録編纂ニ当リ聯合会長吉本利平氏ノ校閲ヲ受ケタレドモ一切ノ文責ハ編纂者ニ有リ

昭和二十年

月

編 者

誌ス

目 次

第一章 概 論

- 別表 一 白川溜池掛り田面積地価並ニ組合員数
- 二 白川溜池受益区域内溜池面積貯水量調
- 一 県営白川溜池用水改良事業概要
- 附図一溜池計画平面図

第二章 溜池築造ニ関スル抗議トコレガ解決

- 一 丹波市町大字岩屋ヶ谷ニ対スル取為替証書
- 二 大字和爾ニ対スル取為替証書
- 三 大字檜ニ対スル取為替証書

第三章 白川溜池耕地整理組合聯合会ノ設立ト其ノ運営

- 一 白川溜池耕地整理組合聯合会規約
- 二 同設計書
- 三 同設計予算ノ経過
- 四 資金調達ノ方法
- 五 負債一覧表
- 六 創設以来役員一覧表
- 七 同上累年会計決算一覧表

第四章 溜池工事ニ着手シテ竣成マデ

(溜池工事中ノ写真ヲ附ス)

第五章 分水工事施行ニ就キ

- 一 分水施設工事費予算明細
- 二 同設計書
- 三 高瀬川引水墜道開鑿工事設計書
- (同上図表) 墜道平面図
- 同 構造図
- 四 分水基礎工事施行ニ関シ大字樺本トノ交渉
- 五 今井々堰ニ関シ大字樺本ト横田トノ協定
- 六 檜川筋大字石川同白土ノ水路問題協定
- 七 檜川高瀬川分水井堰水路設計予算
- 同計画工事依置表示図
- 八 白土対発志院中城水路問題

第六章 聯合会附帯事業

- 一 溜池監視人住宅ノ建設
- 二 放水塔ノ建設
- 三 奈良県立添上農学校白川農場ノ設置
- 四 耕地ノ開田トソノ賃貸借契約証書様式
- 五 養魚施設ニ就テ

第七章 聯合会累年事業報告書

附 録

第一章 概 論

白川溜池灌漑区域内ノ田面積ハ別表ノ如ク五百余町歩ニ達シ主トシテ 檜川高瀬川ノ流域ニ属ス、然レドモ両川共水源甚ダ浅狭ニシテ、特ニ夏季ニ於テハ殆ンド一滴ノ流水モナキ状態ナリ、サレバ常時不用ノ水ヲ貯ヘテ有用ノ日ニ備フル為メ夫々溜池ヲ築造シテ渴水ニ備ヘタリキ。コレ亦別表ニ示スガ如ク其ノ数三十八ヲ算シ平均一溜池ノ灌漑面積ハ十八町歩溜池面積堤塘ヲ合セテ三十五町歩ト見テ田一町歩ニ對シテ七畝歩ノ池敷ヲ見ル状態ナレドモ貯水量僅カニ計二百十二町尺ヲ有スルノミニテ平均四寸水ヲ保有スルニ過ギズ。為メニ米作ノ豊凶ハ一ノ降雨ノ多少ニ左右セラルルノ悲境ニ沈淪シ稲作ハ天候ノ制裁ヲ蒙ルコト甚シカリキ。

果然大正十三年奈良県平垣部ヲ襲ヒタル稀有ノ大旱害ニ用水不足ノ田面ハ一面ニ亀裂ヲ生ジテ全クノ白畠ト化シ折角農民ガ丹精ヲ凝ラシテ肥培セシ水稻モ枯渴シテ出穂ダニセザル慘状ヲ呈シタルバ俄カニ将来ニ對スル旱害対策ヲ講スルモノ各所ニ興リタリキ。

県当局亦技術者ヲ動員シテ盛ニ研究ヲ重ネ本省ヨリ技師ヲ招聘シテ地下水ノ掘鑿吉野川ノ分水貯水池ノ築造等実地ニ就キ具サニ調査研究セラレ其ノ結果トシテ県營ニテ南部ニ新庄北部ニ白川ノ兩溜池ヲ築造スベキ計画ヲ樹テ之ヲ灌漑地区ニ謀ラレタリ。

我が白川溜池ニ属スル区域ハ前掲ノ如ク用水不足ノ為メ本年度ハ他地方ニ増シタル旱害ヲ蒙リ辛ウツテ平年作ノ三割弱ノ収穫ヲ挙げタルノミニテ免租セラレタル田地殆ンド其ノ全部ニ及ビ美ニ慘澹タル状態ナリシカバコレガ対策ニ苦慮シ居タル折柄ノコトトテ全ク天来ノ福音ナリトシ大正十三年十一月九日関係者會合兎玉県技師ヨリ該溜池設計々画ノ内容ニツキ委細ナル説明ヲ聴キテ大イニ其ノ拳ニ贊シ早速築造ノ具体化スヘキ様実行委員ニ吉本利平堀田宣平喜多六治越智太兵衛奥井龜吉喜多正継奥村安吉ノ七氏ヲ推シテ地元ノ大同団結ヲ計ルト共ニ県ニ對シ速進運動ヲ開始スルコトトセリ

即チ本溜池築造費ハ本省ヨリ半額ノ補助金ト地元ヨリ半額ノ寄附金トニヨリ支弁セラルルモノナレバ十二月十一日取り敢ヘズ前記実行委員連署ヲ以テ毎年度必要トスル額ヲ金錢又ハ物件ヲ以テ寄附致スベキ旨ノ願書ヲ差シ出シ同月十三日ノ通常県會ニ於テ満場一致大正十三年ヨリ大正十六年ニ至ル四ヶ年継続事業トシテ別項計画概要ニ掲載ノ本溜池工事費特別會計ヲ可決セラル

會々下流三大字ヨリノ抗議地区内水利關係ヨリスル紛糾ヲ見シガコレニ對スル解決ニ努ムル一面土地買収ニ對シテ各種ノ折衝ヲ重ネ、大正十四年十月二日ニハ予テ申請中ノ白川溜池耕地整理組合聯合會ノ設立認可ヲ得テ其ノ十月八日創立總會ヲ開キ爾後本會ガ県營溜池ニ関スル地元負担ノ任務遂行ノ機関トナリ万般ノ準備茲ニ全ク整ヒタリ

ヤガテ大正十五年八月一日ノ吉辰ヲトシ現地ニ於テ盛大裡ニ起工式ヲ挙行セラレ同年十一月十二日ニ鍬初メアリ、爾來工事ハ順調ニ進歩二次ニ巨ル設計ノ変更アリテ昭和七年三月三十一日最初ノ計画ヨリモ水量豊カナル溜池首尾克ク竣工シタリ

溜池工事ノ進歩ニ伴イ本會独自ノ事業トシテ地元各地域ニ導水スベキ分水設備ノ要アリ、即チ高瀬川ハ放水スベキ墜道工事並ニ檜川高瀬川ニ新設又ハ改造スベキ井堰用水路問題ニ對シテ複雑ナル問題湧出セシモ昭和六年三月無事解決請負事業トシテ墜道ハ同年六月七日起工八月三十一日竣成井堰工事ハ後レテ昭和八年三月十一日着工五月七日完成シタリ

依ッテ昭和八年五月十九日県營白川溜池用水改良事業竣工式ヲ挙行セラル

顧ミレバ本事業計画セラレテ茲ニ九ヶ年其ノ間実ニ盤根錯節ニ難去ッテ又一難、之ヲ切り抜ク為メニハ県当局並ニ技術者ヲ勞シタルハ勿論直接其ノ衝ニ當リテ不屈不撓万難ヲ排シテ献身の奮闘努力成功ニ猪突セラレタル會長吉本利平氏副會長越智太兵衛氏顧問中村三二氏並ニ本會役員諸氏ノ尽力ノ賜ナリト云フベシ

今ヤ満水面積十二町三段七畝歩ノ広漠タル池水波モ静カニ四周ノ翠巒影ヲ映シ其ノ後数度ニ亘ル水不足ヲ補ヒ昭和十四年七月打続ク炎天ニ出水シテ旱害ヲ免レ領外農民ノ羨望ノ的トナリ越エテ昭和十九年植付時奈良平野一帯稀有ノ大旱害ニ罹リシモ此ノ池水ノ恩恵ヲ受ケテ本地区内ハ適期插秧ヲナシ満作ノ喜ビヲ見タリ

地区内地主並ニ耕作者ハ今更ナガラ往年該溜池築造ニ尽粹セラレタル幹部諸氏ノ功勞ヲ偲ビ碑ヲ池畔ニ建テテ永劫ニ其ノ徳ヲ称ヘントシ本会亦記憶ヲタドリ記録ヲ搜リテ本書ヲ編綴シテ之ヲ関係者ニ頒チ本事業ヲ不朽ニ伝ヘ以テ将来公益事業ヲ興サントスル者ノ参考ニ資セントス

別 表 (一)

白川溜池掛り田面積地価並ニ組合員数

単位組合名	田 面 積		地 価		組合員数
標 本	1379 △ 110	525 606	78,980,62	230	267
横 田	1287 △ 47	825 229	76,495,51	330	203
新 庄	404 △ 25	019 005	24,883,39	010	68
発 志 院	370 △ 15	203 423	20,245,36	590	44
中 城	291 △ 11	016 119	15,865,93	900	64
石 川	418 △ 16	925 915	23,451,42	570	87
白 土	656 △ 35	007 012	39,388,08	580	43
標 枝	137 △ 5	504 222	7,849,93	180	18
計	4945 △ 266	122 811	287,160,24	390	794

別 表 (二)

白川溜池受益区域内溜池面積貯水量調

位 置	名 称	満 水 面 積	貯 水 量			
			町 尺		立 坪	
標本町大字標本	三ッ池上	2 703		34	170	00
"	" 中	4 120	2	361	1180	50
"	" 下	3 139	2	02	1010	00
"	辻子池	5 513	2	74	1370	00
"	大 池	19 121	15	93	7965	00
"	新 池	13 315	11	47	5735	00
"	竜王池 ^上 _下					
"	上 池					
治道村大字中城	北 池	6 428	3	588	1794	00
"	新 池	5 611	3	329	1664	50
"	南 池	9 327	4	540	2270	00
" 発志院	デボ池	3 006	1	260	630	00

"	南池	10	410	4	507	2253	50
"	北池	13	605	9	246	4623	00
" 横田	新池	12	026	6	608	3304	00
"	葛上池	17	228	12	528	6264	00
"	下池	20	010	21	330	10665	00
"	上池	17	801	19	880	9940	00
"	芝池	10	321	8	293	4146	50
" 櫛枝	櫛枝池	9	623	8	010	4005	00
" 白土	南池大	20	210	18	587	9293	35
"	" 小	7	208	2	703	1351	15
"	千束池	13	101	6	466	3233	00
" 新庄	檜垣池	5	327	2	200	1100	00
"	鋪池	20	707	19	530	9765	00
"	芝池	5	926	2	450	1225	00
" 石川	北池	4	427	1	431	715	00
"	新池	1	610		49	245	00
"	下池	8	913	8	915	4457	50
"	上池	9	722	11	919	5959	50
計		281	500	212	708	106335	00

奈良県添上郡櫛本町治道村

県営白川溜池用水改良事業概要

用水改良事業ノ性質

耕地ノ用排水改良事業ハ従来耕地整理事業ノ奨励等ニ依リ相当ノ実績ヲ収メツアルモ其ノ関係区域ノ広汎ニ亘リ事業ノ規模大ナルモノ等ニアリテハ実行頗ル容易ナラズ故ニ政府ニ於テハ斯種事業ノ実行ハ府県営ニ依ルヲ最モ適当ト認メ事業費ニ対シ二分ノ一ノ補助ヲナスコトナレリ

第一章 関係地区ノ現況

第一節 位置

地区ハ奈良市ノ南方約二里添上郡櫛本町治道村ニ亘リ東ハ鉄路桜井線ニ西ハ大和川支流佐保川ニ接シ北ハ菩提山川ニ限ラレ南ハ添上山辺ノ郡界ヲ境トセル面積五百一町余歩ノ地域ナリ

第二節 関係耕地面積

今関係耕地面積ヲ町村大字別ニ示セバ次ノ如シ

町村名	大字名	地目	面積	備考
櫛本町	櫛本	田	143 20	

治道村	新庄	〃	40	55
〃	樺枝	〃	15	25
〃	横田	〃	129	15
〃	石川	〃	42	50
〃	白土	〃	65	15
〃	発志院	〃	37	22
〃	中城	〃	25	20
〃	番条	〃	2	80
合 計			501	02

第三節 用水不足状況

地区内主要水源ハ溜池ニ依リ其数三十二面積三十五町五段余歩ヲ有スト雖モ何レモ貯水容積狭浅ニシテ利用水量少ナク一部檜川高瀬川菩提山川等ノ流水ヲ利用セルモ之亦多クハ溜池ニ一度貯留シタル後使用スルモノナルヲ以テ河流ヲ直接水源トスルモノ甚ダ尠ナク用水ノ不足ヲ訴フルコト年久シク早歳毎ニ相当ノ被害ヲ免レザル状態ナリ

今用水不足状況ヲ示セバ次ノ如シ

用水源	利用水量	灌溉面積	全用水量	不足用水量
溜池	町尺 359.5231	町 501.02	町尺 1329.4035	町尺 263.8209
河川	55.3935			
灌溉期間 有効雨量	555.7600			
直接流域 利用水量	94.9060			
計	1065.5826	501.02	1329.4035	263.8209

第二章 事業ノ目的及計画ノ要旨

第一節 事業ノ目的

用水補給ノ目的ヲ以テ溜池ヲ築造ス

第二節 計画ノ要旨

本計画溜池ノ位置ハ地区ノ東部檜川ノ上流即チ樺本町大字檜及和爾地先五ヶ谷村大字虚空蔵地先山辺郡丹波市町大字岩屋ヶ谷地先ノ各一部分ヲ含メル上流支川ノ合流点下流僅距離ノ地点ニ位置及貯水ノ関係良好ナルヲ以テ締切り築堤ヲナシ別ニ地元事業トシテ要所ニ配水路ヲ設置シ前章不足用水量ヲ補給スルモノトス

白川溜池築造計画大要

- 一 溜池敷総面積 拾參町歩
- 一 満水面積 拾壹町六段歩
- 一 最大水深 五拾六尺

- 一 平均水深 式拾五尺四寸
- 一 貯水量 二八六町尺九〇〇
(30,985,200立方尺)
(143,453立坪7合)
- 一 集水面積 直接 一一〇町歩
導水ニヨルモノ 四五〇町歩(72%)
- 一 堤塘ノ構造 馬踏幅員 十九尺
- 一 法 外法 二割乃至二割二分(六尺丈走付)
内法 二割八分 (コンクリート張)
- 一 最大堤高 田面(中心) 六十七尺
川底() 九十一尺
田面(外法先) 七十三尺
- 堤塘馬踏延長 百四十間
- 築堤土 (胴土) 三〇、七五二立坪
- 同 (鋼土) 三、五五〇立坪
- 一 樋 管
尺八 (鉄筋コンクリート) (内径二尺
入孔径一尺二寸)
- 伏樋 () (アーチ巾二尺
高二尺六寸)

第三章 事業ニ要スル費用ノ予算

一金 参拾貳万壹千円也

内 訳

科 目	予 算 額		備 考
第一款 工事費	240,723	50	
第一項 溜池費	240,723	50	白川溜池築堤樋管余水吐 道路導水路費
第二款 土地買収 並補償費	50,776	50	
第一項 同	50,776	50	田畑山林其他土地買収並ニ 地上物件補償費
第三款 事務所費	19,500	00	
第一項 同	19,500	00	雑給消耗品費其他
第四款 予備費	10,000	00	
計	321,000	00	

第四章 事業費年度割予算

年度 費目	計 金	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度
溜池工事費	240,723.50	11,800.00	49,859.32	56,839.08	61,142.20	61,082.90
溜池敷地買 収並補償費	50,776.50	20,000.00	1,040.68	1,160.92	14,257.80	14,317.10
事 務 費	19,500.00	2,100.00	3,400.00	4,000.00	5,000.00	5,000.00

予備費	10,000.00	1,100.00	1,700.00	2,000.00	2,600.00	2,600.00
計	321,000.00	35,000.00	56,000.00	64,000.00	83,000.00	83,000.00

第五章 工事年度割予定

年度 工程	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度
溜池工事	0割5分	2割1分	2割4分	2割5分	2割5分

備考

- 一 本事業ハ大正十四年度ヨリ施行
- 一 費用ハ国庫補助以外全部地元寄附金ニヨル

第二章 溜池築造ニ関シ内外ヨリノ抗議トコレガ解決

凡ソ如何ナル国家社会的の公益事業ナリトモコレガ計画ヲ建テ実施セントスルニ当リ幾多ノ反対起リ故障湧クハ古今ニ通シ東西ニ亘リテ免ルル能ハズ。本溜池築造ニ際シテモノノ例ニ洩レズ幾多迂余曲折ヲ克服シ初メテ其ノ成果ヲ収メタルモノニシテ決シテ平々坦々裡ニ事業ノ進歩シタルモノニアラズ

初メ灌漑区域内地元有志ガ当局ノ意ヲ賛シ愈々事業トシテ工ヲ興サレンコトヲ上申シ其ノ議ニ賛セラレンコトヲ各県會議員ニ対シテ運動ヲ開始セシ大正十三年十一月三十日早クモ区域外和爾及檜両大字ヨリ異議ノ申立テアリ。

由来檜大字ハ水利ニ恵マレ本年ノ如ク旱天打続クトモ何等ノ災害ヲ被ルコトナク和爾大字モ檜大字ト同シク而モ其ノ上流ニ噂ニ聞ク大池ヲ築造セラレンカ為メニ常用水ハ堰キ止メラレ万一不慮ノ災害ニヨリ堤坊決潰スルコトアラバアタラ人命ヲ殞シ家屋財物ヲ流シ田畑ヲ荒廢セシムルノ虞アリ且ツ溜池新設ニ伴ヒ多数ノ農耕地ト山林ハ池敷トシテ買収セラレ農業経営ノ根底ヲ覆スモノナレバ如何ニ上局並ニ多数受益者ニ対シ必要ナル事業タリトモ安閑トシテ傍觀スルニ忍ビズトイフニアリ。コレヲ説得スベク両大字民ヲ檜神社々務所ニ集メテ県郡溜池関係官ヨリ今回溜池築造計画ノ経過ヲ報告スルト共ニ工事設計ハ近代科学ノ精ヲ鍾メテ専門技術者ノ苦心ニ成レル者ナレバ堤坊決潰ノ如キ憂ハ毫頭モナキモノト説明スレドモ彼等ノ諒解ヲ得ルニ由ナク絶対反対ヲ表示シテ聞キ入レズ位置ノ移転方ヲ主張シテ寸毫モ讓ラズ十二月十六日ニ至リ形勢ハ益々悪化シテ事業翼賛ノ主動者ト目セララルル大字榎本吉本利平氏方ヘ和爾大字民百余名大挙シテ押シ寄せ不穩ノ兆サヘアリシモ同氏ハ居宅ノ戸襖ヲ取り外シテ全員ノ座席ヲ造リ一同ニ対シ逐一経過ヲ演述シ諸君ノ憂慮セラルル点ハ具サニ上局並ニ設計技師ニ伝達後顧ノ虞ナカラシムマタ万全ヲ期スベシト述べ翌十七日県杉浦技師ハ林技手ト共ニ大字和爾代表者ト会见大イニ和爾側ノ立場ヲ考慮シテ設計ヲ立ツベキ旨ヲ言明シテ一時鎮静セシガ十二月十八日大字檜住民総会ヲ開キテ池問題ヲ協議ノ結果夜十時三十分又モヤ吉本利平氏方ニ押シ寄せタリ。同氏ハ貴大字民ノ杞憂ハ総ベテ臆測ニシテ事実相違ノ点アルヲ指摘シテ委曲説明セシヲ以テ漸ク退散セシガ更ニ十二月二十日檜和爾両大字民ハ以上ヲ以テ懼ラズ和爾檜両大字民ハ更ニ発志院越智太兵衛氏ヲ始メ実行委員ノ各戸ヲ歴訪溜池築造取消カ位置ノ移転方要求スベク示威運動ヲ起サント集結セシガコレヲ察知シタル奈良警察署長ハ治安上ヨカラヌ事ト警告ヲナシテ解散セシメ其ノ代リトシテ榎本町役場ニ実行委員ノ集合ヲ求メテ両大字代表者ヨリ交渉スル

ノ手運ビヲ採リシモアマリニモ早急ナル召集ノ為メ生憎ク不寄りナリシカバ右代表者ハ素志貫徹ノ為メ遂ニ実行委員私宅訪問ニ出発ス。

根木奈良警察署長ハ万一ヲ慮リ正服巡查三十名ヲ伴ヒ警戒ニ努ム。以テ両大字反対意気込ノ一端ヲ窺フニ足ラン。

翌十二月二十一日ニハ檜大字同二十二日ニハ和爾大字ニ於テ児玉技師林技手ヨリ両大字反対理由ノ条件ニ関シ実行委員会ニ於テ審議シタル

一 天災地変ニ依ル堤坊決潰ノ為メニ生ズル人命財産ニ蒙リタル損害ニ就テ財産ニハ賠償ノ責ニ任ジ人命ニ対シテ弔慰ノ方途ヲ購ズ

一 漬地ニ対シテハ出来得ル限り代地ヲ提供シテ其ノ苦痛ノ軽減ニ努ム

旨ヲ述ベテ諒解ニ努メシモ大衆騒然議論百出シ右ハ築造側ニ於テ自己ノ立場ノミヲ考ヘテ両大字ノ苦衷ヲ察セサルモノト抗論セシガ列席ノ吉本利平氏ヨリ諄々ト今回ノ計画ニ対スル意見ヲ詳説シ漸ク平静ニ帰セリ。

之レト日ヲ同ウシテ丹波市町大字岩屋ヶ谷代表者ヨリ目下溜池設計地ノ漬地大部分ハ岩屋ヶ谷領ナルガ如ク斯クテハ当大字僅カニ十六町歩ノ耕地ニ過ギザル農民ノ生業ヲ脅カシ忽チ生活困難ニ陥ルベキ旨ヲ訴ヘ更ニ大字機本商工会ヨリハ灌漑用水ニ主力ヲ注グ為メ工業用水ニ欠乏ヲ来シ将来興ラントスル工業企画ニ支障ヲ来ス虞アリナドト難題ヲ持ち出セリ一面大字檜ニ於テハ斯ノ如キ大事件ヲ大字民一般ニ周知謀議セズ大字惣代ガ独断専行認諾ノ調印ヲナシタルヲ憤リ大字役員惣辭職ヲ敢行シテ大字機関ハ破壊セラレ且大字檜ト大字白土トノ間ニ水争ヒマデ巻キ起シ実ニ拾収スベカラザル状態ナリキ

此間機本小学校校長浦谷徳次郎氏ハ第三者ノ立場ニアリテ居中調停ノ勞ヲ取り吉本利平氏ハ不拔ノ信念ニ燃ヘ百年ノ大計ヲ樹ツル為メ堅忍持久滾々ト溜池新設ノ趣旨並ニ科学ノ粹ヲアツメテ日本一流ノ農林省技師ノ設計ヲ信頼セラレタシト諄々説明之レ努メ越智太兵衛氏之ニ強キカヲ添ヘ県會議員中村三二氏ノ斡旋効ヲ奏シ遂ニ各大字ヨリノ要求ヲ思ヒノ儘書面ニ作成シテ提出セシメコレガ解決策ヲ講ズルコトトセリ。即チ

丹波市町大字岩屋ヶ谷ヨリノ提案

一 高瀬川ニ設置セラルベキ引水口ヨリ下流五万田及茶屋ノ前ト称スル灌漑用両井堰ノ水利權ヲ侵害セヌコト

二 新設溜池ヘ引水期間ハ毎年一、二、三ノ三ヶ月間トス其ノ他ノ期間ニ於テ引水ノ場合ハ米麦ノ収穫上ニ於テ非常ノ損害ヲ蒙リ一面ニ耕耘上支障ヲ来スヲ以テ前記期間外ハ絶対引水セザルコト但シ満水ノ節ハ期間中ト雖引水口閉止サレタキコト

三 引水ノ報償トシテ地方古来ノ慣習ニ從ヒ附近各大字ノ例ヲ參酌シ相当ノ報償米ヲ毎年当大字ヘ提供セラレタキコト

四 引水口ハ字五万田井堰ヲ現在ノ高サヲ超エザル程度ニ於テ完全ニ改修シ同井堰ヨリ引水セラレタキコト

若シ同井堰及比同井堰ヨリ上位ノ分水迄ノ両側破損ノ場合ハ直チニ復旧工事ヲ施行シ其ノ経費ハ県ニ於テ全部負担セラレタキコト但シ新設復旧共工事ノ節ハ当大字ノ立会承諾ヲ求メラレタキコト

五 高瀬川筋ニ於テ当大字ノ土工ヲ要スル場合ハ旧例ニ依リ工事中作業ニ便スル為メ排水ノ自由ヲ承認セラレタキコト

六 引水量ハ引水口設置場所常水ノ半バヲ超ヘザル様ノ設備ヲサレタキコト

七 新設溜池以外ノ箇所ヘハ絶対ニ引水セザルコト

- 八 当大字内道路ニ鉄管土管又ハ一切ノ方法ニヨリ暗渠設置ノ場合ハ当大字ノ承認ヲ求メ且ツ相当報償ヲ提供セラレタキコト
- 九 溜池敷地ノ代償トシテ大字機本領ニテ当大字ニ接続セル場所ニ於テ領土ヲ提供セラレタシ若シ領土提供不能ノ場合ハ池敷地ノ免租トナルベキ土地ニ対シテモ従前ノ地価ニヨリ大字協議費ノ負担ヲセラレタキコト
- 十 溜池及水路ノ敷地トナル土地ニ対シテ地又ハ代金ヲ所有者ノ希望要求ニ応ゼラレタキコト
- 十一 新設溜池ニ於テ棲魚ノ漁獲ヲ行フ時ハ地方ノ慣例ニ従ヒ当大字へ前日迄ニ通報シ当大字区民ノ同意ヲ得テ一般民ト共ニ同時ニ漁獲ヲ開始シ仮令時刻ニ至ルモ当大字民ノ承諾ナキ以前ニ一般民ヲ溜池ヘ入レシメザルコト
但シ漁獲ノ場合ハ収獲金ノ二分ノ一ヲ提供セラレタキコト
- 十二 新設溜池ニ沿ヒ耕作道トシテ従来ノ幅員ヲ有スル道路ヲ新設シ更ニ機本町大字和爾ニ通スル交通路ハ交通上危険ノ懼レアルヲ以テ（字オヒナハヨリ西山南側ヲ通ジ）新道路ヲ設ケラレタキコト
- 十三 水路新設ニヨリ隣接セル湿潤被害地及溜池隣接耕作地ノ湿潤其ノ他工事ノ為メノ被害地ニ対シテハ相当ノ報償ヲ毎年提供セラレタキコト
- 十四 新設溜池及水路ノ為メニ道路又ハ耕作地山林等ニ決潰等ノ害ヲ及ボシタル時ハ速カニ復旧賠償ノ責ヲ負ハレタキコト
- 十五 井堰及引水口ノ工事ヲ施行セントスル時ハ当大字ニ前以テ通知シ当大字委員ヲ立会セシメラレタシ
- 十六 引水路ノ適當ノ場所ニ於テ引水期間外ノ排水口ヲ設ケ灌漑上支障ヲ来サザル様ノ設備ヲサレタキコト
- 十七 引水口ノ開閉ニハ当大字区長ノ承認ヲ求メラレタキコト
- 十八 引水路設定ニ先ダチ当該所有者ト協調ノ上施行セラレタシ
- 十九 溜池ノ排水口ハ池堤中央ヨリ以北ニ設ケラレタシ
- 二十 前記十九ヶ条ノ希望要項ハ字和爾ニ通ズル道路ノ立石ノ場所ニ築堤セラルル場合ヲ予定シテノ条項ニシテ其レヨリ上部字深谷ニ築堤ヲ見シカ当大字ノ死活ニ関スルヲ以テ絶対ニ新設溜池ヲ承認セズ
以上

大字和爾ヨリノ提案

- 一 溜池ノ周囲不可抗力ニテ破潰シタル場合生命財産ニ及ボシタル被害ハ被害者ノ要求ニ絶対対応諾スルコト
- 二 従来ノ水利権ニ関シテハ絶対脅威セザルコト
- 三 新設堤坊上ニ警鐘警照燈及番人ヲ置キ水防上危険ノ恐レアル場合乱打通報セシムルコト
- 四 土地買収ノ場合其ノ範囲ハ所有者ノ要求ニ応ズルコト
- 五 耕地及山林ヘ通ズル道路「但七尺道」ヲ新設スルコト
- 六 新溜池工事ニ付材料運搬ノ為メ道路破潰シタル場合ハ復旧スルコト
- 七 新溜池ノ池床トナル土地所有者及耕作者ノ漬地ハ大字和爾ニテ現在漬地ヨリ遠カラザル程度内ニ於テ換地提供セラルベキコト
- 八 大字虚空蔵領ニテ大字和爾山地ノ上方ニ約二十五町歩ニ三寸水ヲ灌漑シ得ル溜池ヲ新設スルコト
但シ其ノ費用ハ組合ヨリ支弁セラルベキコト
- 九 新設溜池尻ヨリ大字檜及和爾領ニテ灌漑シ得ベキ耕作地全部ニ灌漑セラルベキコト
- 十 溜池新設ニ付組合地区ニ灌水ノ為メ井堰決潰及川筋崩壊ノ節ハ復旧セラルベキコト

十一 櫛本領内字柏谷及下門田ノ田地へ灌溉セラレタキコト

大字櫛ヨリノ提案

一 溜池周囲決潰ニヨリ人命財産並ニ不動産ニ損害賠償ノ条項ヲ組合規約中ニ挿入スルコト

二 新設溜池ヨリ無償ニテ給水スルコト

三 従来ノ水利権ニ対シ絶對ニ脅威セザルコト常水ハ底樋ト同ジ個所へ八寸角ノ樋ヲ年中抜放スルコト

四 溜池設置ニ依リ大水ノ場合一層不安ヲ感ズルヲ以テ 櫛川沿線ノ監視料トシテ年々相当ノ金額ヲ申受ケルコト

五 新設溜池ヨリ櫛原各池へ組合ヨリ水路ヲ設置シ年々満水スルコト

六 残部白川領□通ズル二間以上ノ道路ヲ新設スルコト

七 土地買収ノ範圍ハ土地所有者ノ要求ニ応ズルコト

八 新設溜池ノ敷地ハ大字ノ最モ必要ナル副業ヲ全滅セシムル故救済方法ノ申込ニ応ズルコト

九 植付後ノ降雨ニヨリ池ノ増水量ハ川筋側ノ自由ニサセルベキコト

十 櫛上中下池ノ池床ヲ購入シテ当大字ノ共有地トナス費用ヲ組合ヨリ補助セラルベキコト

十一 新溜池ハ毎年不要時期ノ初メニハ半額以上ヲ排水セラレタキコト

十二 櫛ニ於テ火災其ノ他危急ノ場合必要ニ応ジ組合ノ許可ヲ受ケズシテ池樋ヲ開放シ得ル権利ヲ与ヘラルルコト

以上

右ニ対シ聯合会側ニ於テハ慎重審議事態ヲ解決スベク大正十四年十月十一日大字和爾代表者ト本会正副会長奥村浅井喜多(六) 森辻村各委員竹村鈴木両郡書記ト同月十二日ニハ岩屋ケ谷代表者ト会長森喜多辻村ノ三委員林技手鈴木郡書記ト同月二十二日大字櫛代表ト林技手鈴木郡書記正副会長各常務委員ト会見夫レ夫レ意見ノ交換ヲ行ヒ折衝ノ結果県勸業課長ノ決裁ヲ求ムルコトトナリ同年十一月八日各大字代表者ト本会正副会長顧問常設委員全部相会シ多湖勸業課長トノ間ニ意見ノ交換ヲナシ左記協約ヲ結ブコトニ相互ノ了解成リ取為替書ヲ作成調印ヲ了シ茲ニ長期ニ亘ル紛争全ク解決シタリ

丹波市町大字岩屋ケ谷ニ対スル取為替証書

県営白川溜池築造ニ関シ協約条項左ノ如シ

一 灌溉期(六月一日以降九月三十日ニ至ル)ニ於テハ既得ノ水利権ヲ侵害セズ

一 引水期間ハ非灌溉期間中タルハ勿論満水ノ上ハ引水口ヲ閉鎖ス

一 高瀬川流水ノ引用ノ代償トシテ金參拾円ヲ大字岩屋ケ谷へ毎年納付ス

一 五万田井堰ノ決潰ノ場合ハ復旧工事ハ負担スルコト但シ急々ノ必要ニ依リ一時的ノ施設ハ此ノ限リニアラズ

一 大字岩屋ケ谷ガ高瀬川筋ニ於テ工事施行ノ際ハ新溜池引水路ヲ排水ニ使用スルモ異議ナシ

一 引水量ハ平水ノ時ニハ高瀬川流水ノ六割ヲ超エズ

一 白川溜池以外ニハ高瀬川ヨリ引水セズ

一 大字岩屋ケ谷ノ協議費賦課区域狹縮セラルル為メ一時金貳百五十円ヲ代償ス

一 潰地ニ対シテハ可及的代地提供ニ努力ス

一 水路沿線ノ湿潤被害地ニハ水路竣成後ノ状況ヲ調査シテ其ノ程度ニ応ジ相当賠償ス

一 池畔ニ新設ノ通路幅員ハ八尺以上十尺以内トス

一 溜池並ニ水路ニヨル隣接地ノ被害ハ施行者ニ於テ之ヲ負担ス

一 引水堰及引水口等ノ工事ニハ岩屋ケ谷ノ立会ヲ求ム

- 一 引水路ニヨリ灌漑ヲ阻害セザル様随所ニ適當ノ設備ヲナス
- 一 引水口ノ開閉ニハ岩屋谷ヘ通知ス
- 一 引水路設置ノ場合ハ計画ニ支障ヲ来サザル範圍ニ於テ売り協調ヲ重ヌ

右ノ条項兩者間ニ協約相整ヒタルヲ以テ為後日本書式通ヲ作成シ相互ニ取為替スル者也
大正十五年二月七日

白川溜池耕地整理組合聯合会長 吉本利平 ㊤
山辺郡丹波市町岩屋ヶ谷区長 福井与市郎 ㊤

大字和爾ニ対スル取為替証書

県営白川溜池築造ニ関シ協約条項左ノ如シ

- 一 溜池周囲ノ決潰ニヨリ損害ヲ生ジタル場合ハ其ノ損害ノ程度ニ応ジ賠償ノ責ヲ負フ
 - 一 従来ノ水利権ハ浸害セズ
 - 一 溜池堤坊ノ危険防止ノ方法ニ対シテハ適當ノ設備ヲナス
 - 一 溜池新築用材料運搬ノ為メ道路橋梁ノ破損復旧費ハ之ヲ負担ス
 - 一 潰地ニ対シテハ可及的代地提供ニ努力ス
 - 一 本溜池尻樋出作及和爾領ヲ合セタル約十四町歩ノ田ニ対シテ引水ノ場合面積ニ応ジ組合地区内ト等シク給水ス
 - 一 樋川筋ノ監視並ニ通水ノ代償トシテ金拾円ヲ大字和爾ヘ毎年納付スルコト
 - 一 大字和爾ノ協議費賦課区域狹縮セラルル為メ一時金五百五拾円ヲ大字和爾ヘ代償ス
- 右ノ条項兩者間ニ協約相整ヒタルヲ以テ為後日本書式通ヲ作成シ相互ニ取為替スル者也

大正十五年二月七日

白川溜池耕地整理組合聯合会長 吉本利平 ㊤
樺本町大字和爾 惣代 富森定雄 ㊤

大字樋ニ対スル取為替証書

県営白川溜池築造ニ対シ協約条項左ノ如シ

- 一 溜池周囲ノ決潰ニヨリ損害ヲ生ジタル場合ハ其ノ損害ノ程度ニ応ジ賠償ノ責ヲ負フ
 - 一 従来ノ水利権ハ灌漑ノ時期ニ於テハ絶対ニ脅威セズ
 - 一 大字樋領有ニ係ル弁天池以下在来ノ溜池全部枯渴セル時壹回限り白川溜池ノ貯水ヲ以テ満水スルコト
 - 一 樋川流域堤坊ノ監視並ニ樋川ヲ通水セシムル代償トシテ金六拾円ヲ大字樋ヘ毎年納付スルコト
 - 一 白川溜池畔ニ新設ノ道路ハ幅員ヲ八尺以上ニスルコト
 - 一 白川溜池ノ貯水ヲ引用スル為メ新水路設置ノ場合ハ計画ニ支障ヲ来サザル範圍ニ於テ克ク協調ヲ重ヌルコト
 - 一 大字樋ハ協議費賦課区域ノ縮少セラルル為メ一時金壹百五拾円ヲ大字樋ヘ代償スルコト
- 右ノ条項兩者間ニ協約相整ヒタルヲ以テ為後日本書式通ヲ作成シ相互ニ取為替スル者也

大正十五年二月七日

白川溜池耕地整理組合聯合会長 吉本利平 ㊤
樺本町大字樋 惣代 川端貞太郎 ㊤

斯クテ本溜池聯合会外部ヨリノ抗議ニ対シテハ一年三ヶ月ノ日数ヲ費シテ茲ニ円満ナル解決ヲ見タルニ其ノ直後大正十五年二月二十日内部ノ大字白土大字横田ヨリ同年三月三日ニハ大字樺枝ヨリ従来ノ水利権ニ関シ夫レ夫レ左記ノ条件ヲ提案シ来タレリ

大字白土ヨリノ提案

今回樋川水源池ニ於テ白川溜池新設スルニ因リ該川ノ下流ニ在ル 治道村大字白土南池ニ引水スル従来ノ水利権ヲ侵害セザル為メ契約スルコト左ノ如シ

- 一 治道村大字白土南池ニ毎年五月三十日迄満水スルコト能ハザル時ハ白川溜池ノ水樋ヲ開キ其ノ池水ヲ南池ニ流入シ満水セシムルコト
- 二 毎年六月二十日ヨリ八月三十一日迄ノ期間中田面ヘ灌漑スルニ因リ南池ノ水ヲ流出セシメタル時ハ終了後ニ其ノ減水量ヲ補充スル為メ白川溜池ノ樋管ヲ開キ該池水ヲ南池ニ流入満水セシムルコト
- 三 白川溜池管理者若シ前記各項ノ契約ヲ履行セザル時ハ大字白土ヨリ勝手ニ白川溜池ノ樋管ヲ開キ執行スルトモ異議ナキコト

大字横田ヨリノ提案

今回樋川上流ニ於テ白川溜池ヲ新設セラルルニ対シ当大字従来ノ水利上ニ大イニ支障ヲ来ス虞アルヲ以テ該水利上安全ナラシムル為メ左ノ希望条件ヲ白川溜池耕地整理組合聯合会ニ提出ス

- 一 白川溜池新設ノ為メ樋川及高瀬川ヨリ引水スル当大字溜池ガ満水セザル場合ハ白川池ノ水ヲ以テ満水セラレタシ

但シ満水期日ハ六月十五日トス

- 二 白川溜池ノ水ヲ以テ樋川及高瀬川下流ノ当大字溜池ニ引水スル場合樋川高瀬川ノ沿線ニアル既設吸水樋管ニ対シ当大字ヨリ監視スルヲ以テ其ノ費用ハ聯合会ニ於テ負担セラレタシ
- 三 白川溜池ヨリ引水スル為メ埋設スル樋管或ハ新水路ハ該溜池ノ水ヲ引水スルニ使用スルノ外絶対ニ使用セザルコト

但シコレヲ保証スル為メ樋管及新水路ニ相当ノ設備ヲ為スコト

- 四 七月八月両灌漑期ニ於テ当大字溜池ガ出水シタル場合白川溜池ノ水ヲ以テ一回満水セラレタシ

大字櫟枝ヨリノ提案

今回樋川ノ上流ニ於テ白川溜池新設スルニ因リ当櫟枝従来ノ水利上大イニ支障ヲ来ス虞アルヲ以テ該水利上安全ナラシムル為メ左ノ希望条件ヲ白川溜池耕地整理組合聯合会ニ提出ス

- 一 白川溜池新設ノ為メ樋川及高瀬川ヨリ引水スル当櫟枝溜池ガ満水セザル場合、白川溜池ノ水ヲ以テ満水セラレタシ

但シ期間ハ六月五日限リトス

- 二 白川溜池ノ水ヲ以テ樋川及高瀬川下流ノ当櫟枝ニ引水スル場合樋川及高瀬川ノ沿線ニ在ル既設吸水樋管ニ対シ当櫟枝ヨリ監視スルヲ以テ其ノ費用ハ聯合会ニ於テ負担セラレタシ
- 三 七八両月灌漑期ニ於テ当櫟枝ノ溜池ガ出水シタル場合白川溜池ノ水ヲ以テ一回満水セラレタシ
- 四 白川溜池樋管ニ対シ常設鍵ハ将来円満ヲ計ル為メ櫟枝ニ保管権利ヲ与ヘラレタシ

以上三ヶ大字ノ提案ニ対シ協議会ヲ開クコト数度折衝ヲ重ネシモ容易ニ解決セズ遂ニ加藤県技師竹村郡書記幹旋ノ勞ニヨリ四月二十九日ノ議員協議会ニ於テ

- 一 白川溜池新設ノ為メ毎月六月十五日迄ニ従来ノ溜池ニ満水シ難キ場合ハ一回限り白川溜池ヨリ補水スルコト

但シ故意ニ引水ヲ怠リ又ハ不注意ニ起因スル場合ハ此ノ限りニアラズ

- 一 白川溜池完成ノ曉万一樋川筋ニ於テ従来ノ水利権ヲ侵害シタルトキハ其ノ程度ニ応ジテ右白川溜池ヨリ補水スルモノトス

但シ右侵害ノ程度ハ県当局ノ査定ニ一任スルコト

トイフ条件ノ下ニ相互譲り合ヒ大事ニ至ラズ大同団結本事業貫遂ニ邁進スルコトナレリ (未完)